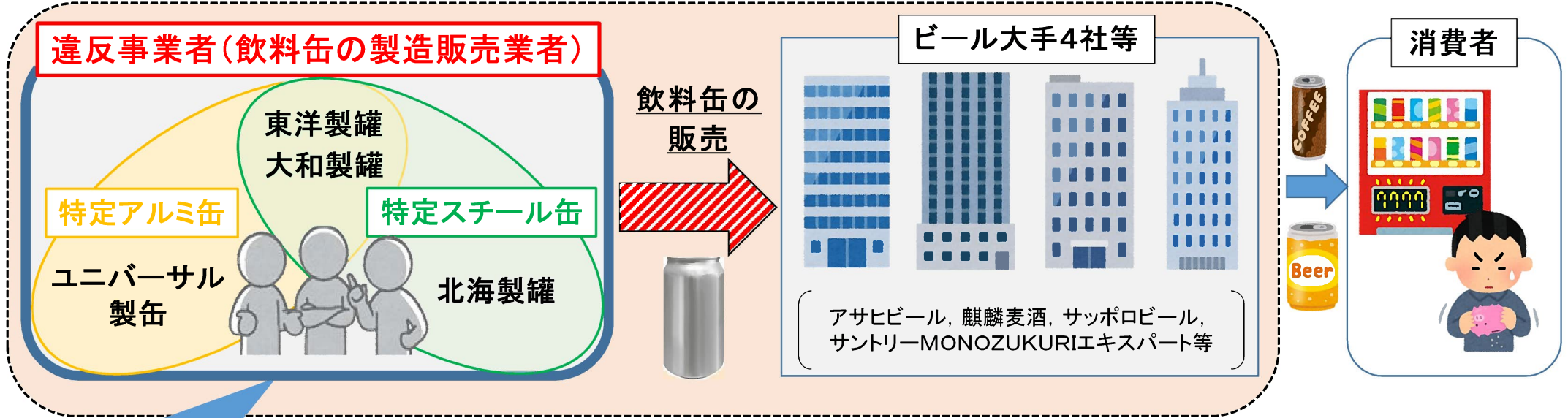


1 違反行為の概要等



**違反行為**

安値により商権を奪い合わず, 販売価格を維持する旨の合意

交渉窓口会社に見積価格を提示する場合

商権を奪うような低い見積価格を提示せず, 必要に応じて, 見積価格等に関する情報交換又は調整を行う。



原材料価格等が変動した場合

販売価格の改定の方針を決定するとともに, 当該販売価格の改定幅, 改定時期等に関する情報交換又は調整を行う。

**特定アルミ缶 / 特定スチール缶の販売分野における競争を実質的に制限**